

憲法・人権軽視には×印を!

第22回最高裁判所裁判官国民審査



何も書かないと信任。○や△は無効です
3枚目の投票用紙を忘れずに

12月16日は総選挙の投票日。衆議院議員の小選挙区、比例区の投票用紙とともに3枚目の紙 — 最高裁判官の国民審査の投票用紙が配られます。華々しい衆議院の選挙戦に隠れて、ともすればこの投票を忘れがちではないでしょうか。

最高裁判所は、国会(立法)、内閣(行政)と並ぶ三権の一つ、司法の最高機関です。「憲法と人権の番人」とも呼ばれ、その判断次第で人の生命や財産、権利にも、国の指針にも大きく影響します。最近でも、「君が代不起立訴訟」など思想・信条に関わる重要な裁判で、起立しないことへの処罰を合憲とする判決をはじめ、戦後補償、環境問題、基地騒音訴訟、投票の格差、婚外子相続など、重要な判決が出されていますが、国会議員や大臣に比べて、最高裁の判事が誰かよりも長官が誰なのかもほとんど知られていません。(現在は竹崎博充長官です)

バツが悪いことはありません! 横田・寺田・白木など中心に×を

裁判所は国の機構のなかではもっとも改革が遅れており、「人権の番人」とはとてもいえない状況にあります。司法改革が唱えられ、有権者が裁判の判決に参加・関与する裁判員制度も開始されましたが、過度の守秘義務や裁判官中心の運用で市民に死刑など重罪判断をさせる制度になりかねません。

このなかで、最高裁判官国民審査は、主権者が裁判官の判断をチェックする重要な機会です。とはいえ、裁判官の経歴、判決内容、憲法や人権に対する考えなど、まったくといってよいほど知られていません。棄権のつもりで何も書かないで投票している人が多いのが実態です。しかし、無印のままでは信任となってしまう。また、○や△は無効です。きわめて非民主的、前近代的な方法で審査しています。私たちは、審査対象となる裁判官についての情報を十分に提供することや、○×式に改めることを求めています。改善されていません。また、投票のやり方や信任・不信任のルールの説明も不十分です。期日前投票が、衆議院総選挙では公示日の翌日からできるのに、国民審査は投票日7日前からしかできないなどの不備もあります。

いまの制度では×印をつけることだけが権利行使です。今回対象となる山浦善樹、岡部喜代子、須藤正彦、横田尤孝、大橋正春、千葉勝美、寺田逸郎、白木勇、大谷剛彦、小貫芳信の10人の裁判官の過去実績や経歴を検討するとともに、制度自体に対する批判としても、できるだけ「×」を増大させる必要があります。バツが悪いことはありません。意見が違うのでやめさせたい裁判官、憲法と人権を守らない裁判官、民主的な改革に逆行する裁判官には×印をつけましょう。わからないときは投票用紙を返しましょう。

私たちは、「君が代不起立訴訟」で「職務命令は思想・良心の自由を間接的に制約するが、その必要性・合理性はある」として、処分を合憲とした横田尤孝、寺田逸郎、白木勇などの裁判官を中心に「×」をつけることをよびかけます。

わからないときは
投票用紙を返しましょう

(裏面の資料を参考にしてください)

君が代不起立訴訟で出た意見

合憲	職務命令は思想・良心の自由を間接的に制約するが、その必要性・合理性はある (多数意見)
(個別意見) なし	起立斉唱の拒否は、生徒の模範となるべき教員の職務に抵触(竹内行夫)
	処分を伴う強制で、教育の生命が失われることにもなりかねない(須藤正彦)
(補足意見)	司法が職務命令を合憲とすることが、問題の社会的解決とはならない(千葉勝美)
	教師への強制は児童・生徒に起立斉唱を強制する場合は基本的に異なる(金築誠志)
	学校全体の行事では、組織的・統一的に実施することが必要(那須弘平)
	命令の不履行に処分を課すことには慎重さが求められる(岡部喜代子)
	過度の強制や拒否行動で対立が深まれば生徒に悪影響の懸念も(大谷剛彦)
差し戻し	(反対意見)
	憲法は少数者の思想・良心を多数者と等しく尊重している(宮川光治)
	校務に相当の支障がない限り、懲戒処分は裁量権の乱用に当たる(田原隆夫)

今回の審査対象のうち、横田・白木・寺田裁判官は個別意見なし。須藤・千葉・岡部・大谷裁判官は補足意見。大橋・山浦・小貫裁判官は未着任。他の記載の裁判官は、今回の審査対象外もしくは退任。



国民審査を受ける最高裁判所裁判官（投票用紙記載順）

<p>やまうら よしき 山浦 善樹 (66歳) 元・日弁連役員 第1小法廷 2012年3月就任</p>		<p>【経歴】1969年一橋大学法学部卒業、三菱銀行（現三菱東京UFJ銀行）入行するも「肌が合わず」1年で退社。旧司法試験に合格し、1974年弁護士登録（東京弁護士会）。司法研修所民事弁護教官、東京弁護士会民事訴訟問題特別委員会委員長、日弁連会民事訴訟の運用に関する協議会委員、司法試験考査委員（民事訴訟法）、東京司法修習委員会委員長、日本民事訴訟法学会理事、日弁連司法修習委員会副委員長、法務省新司法試験実施に係る研究調査会委員、山梨学院大学法科大学院教授、筑波大学法科大学院教授、中央大学法科大学院客員教授などを歴任。</p>
<p>おかべ きよこ 岡部 喜代子 (63歳) 元・慶應大学教授 第3小法廷 2010年4月就任</p>		<p>【経歴】1974年慶應義塾大学大学院法学修士課程修了。1976年判事補。1993年まで名古屋、札幌、東京、大分などで裁判官を歴任。東洋大学教授、慶應大学教授の傍ら、中央労働委員会公益委員を重ねる。法曹有資格者の女性として史上初の最高裁判事。 【関与した裁判】最高裁では、小法廷で、君が代斉唱不起立・再雇用拒否訴訟判決で、「職務命令には必要性和合理性がある」とし上告棄却（補足意見あり）。ウィニー開発者の著作権法違反助事件で無罪確定の多数意見（裁判長）。浦和電区事件に対する上告棄却決定（裁判長）。国方針による生活保護の老齢加算廃止違憲訴訟で、受給者側敗訴判決（裁判長）。</p>
<p>すどう まさひこ 須藤 正彦 (69歳) 元・日弁連役員 第2小法廷 2009年12月就任</p>		<p>【経歴】1966年中央大学法学部卒業。1970年弁護士登録（東京弁護士会）。日弁連綱紀委員会委員長などを務める。 【関与した裁判】最高裁では、小法廷で、大分保険金目的替え玉殺人事件判決で一、二審の死刑判決を支持、上告棄却。武富士創業家の贈与税訴訟で、課税を適法とした二審判決を破棄して、国に追徴取り消しを命じ、原告に返還する逆転判決。君が代斉唱不起立・再雇用拒否訴訟判決で、「職務命令には必要性和合理性がある」とし上告棄却（補足意見あり）。冤罪が疑われ続けている高知白バイ衝突死事故で有罪となった元バス運転手が「証拠が捏造された」として県などに損害賠償を求めた訴訟で、原告側の上告を棄却。</p>
<p>よこた ともゆき 横田 尤孝 (68歳) 元・次長検事 第1小法廷 2010年1月就任</p>		<p>【経歴】1969年中央大学法学部卒業。1972年東京地検検事着任後、仙台、宇都宮、横浜、福岡各地察、東京、福岡各高検、最高検の検事を歴任。奈良地検検事正、法務省局長、広島高検検事長を経て、2006～7年次長検事。 【関与した裁判】北九州監禁殺人事件の実行犯に対し、多数意見の無期懲役判決に対し、「極刑以外の選択はあり得ない」とする反対意見。君が代斉唱不起立・再雇用拒否訴訟判決で、「職務命令には必要性和合理性がある」とし上告棄却（2011年6月6日と2012年1月16日判決は個別意見なし。2012年2月9日判決は補足意見）。2010年1月20日大法廷判決による砂川政教分離訴訟差戻審の住民側敗訴判決に関与（2012年2月16日）。覚醒剤密輸事件判決で裁判員参加の地裁判決尊重との最高裁初判断判決に関与。</p>
<p>おおはし まさはる 大橋 正春 (65歳) 元・日弁連役員 第3小法廷 2012年2月就任</p>		<p>【経歴】東京大学法学部第1類1969年第2類1970年卒。1972年弁護士登録（第一東京弁護士会）。関東弁護士会連合会公害対策委員会委員長、日本弁護士連合会で法律扶助制度委員会委員、同制度改革推進本部委員、司法改革推進センター委員、人権擁護委員、知的所有権委員会（知的財産制度委員会）委員長、司法改革実現本部委員、法科大学院設立・運営協力センター副委員長、法科大学院センター委員長、司法修習委員会委員、法曹養成検討会議委員など歴任。また、最高裁司法修習委員会幹事、法務省新司法試験問題検討会委員、最高裁判所司法修習委員会委員など司法修習関係役員を歴任。 【関与した裁判】小法廷で、弁護士の人数超過許可決定に対する特別抗告事件で申立て棄却決定に関与。</p>
<p>ちば かつみ 千葉 勝美 (66歳) 元・仙台高裁長官 第2小法廷 2009年12月就任</p>		<p>【経歴】1970年東京大学法学部卒業。1972年判事補。最高裁民事局長・行政局長、甲府地家裁判所長、最高裁判所首席調査官、仙台高裁長官などを歴任。 【関与した裁判】最高裁では、小法廷で、君が代斉唱不起立・再雇用拒否訴訟判決で、「職務命令には必要性和合理性がある」とし上告棄却（補足意見あり）。千葉市中央区強姦事件で異例の逆転無罪判決（裁判長）。一審無罪・二審で無期懲役の逆転有罪判決の神戸市質店主強盗殺人事件で上告棄却（裁判長）。国方針による生活保護の老齢加算廃止違憲訴訟で、「廃止は違法」とした高裁判決差戻判決（裁判長）。容疑者3名に強盗殺人罪などで死刑・無期懲役の線引きが問われた闇サイト殺人事件に裁判長として関与。</p>
<p>てらだ いつろう 寺田 逸郎 (66歳) 元・広島高裁長官 第3小法廷 2010年12月就任</p>		<p>【経歴】1972年東京大学法学部卒業。1974年判事補。1981年から2007年までの大半20年以上も法務省に勤務していた経験を持つ、いわゆる「赤レンガ組」の一人で、その経歴から「ミスター法務省」とも呼ばれる。父親は元最高裁判所長官の寺田治郎で親子二代の最高裁判事。 【関与した裁判】最高裁では、小法廷で、君が代斉唱不起立・再雇用拒否訴訟判決で、「職務命令には必要性和合理性がある」とし上告棄却（個別意見なし）。時津風部屋力士暴行死事件上告棄却（裁判長）。福岡海の中道大橋飲酒運転事故で、アルコールによる危険運転は事故の状況を総合的に判断すべきだとし、飲酒運転による危険運転致死傷罪の成立を広く認める判断を示し上告を棄却した（裁判長）。国方針による生活保護の老齢加算廃止違憲訴訟で、受給者側敗訴判決。</p>
<p>しらき ゆう 白木 勇 (67歳) 元・東京高裁長官 第1小法廷 2010年1月就任</p>		<p>【経歴】1967年東京大学法学部卒業。1970年判事補。水戸地裁所長、広島高裁・東京高裁長官などを歴任。 【関与した裁判】東京高裁で、埼玉愛犬家連続殺人事件死刑判決、自民議員政界工作のKSD事件控訴棄却、オウム真理教麻原彰晃裁判で控訴趣意書提出遅延理由として控訴棄却判決への弁護側異議申し立て棄却決定。最高裁小法廷で、ラーメンチェーンと右翼カルトの関係告発を名誉毀損としたグロービートジャパン対平和神軍観覧会事件において被告側上告棄却。「弁護士にくず」著作権訴訟で原告内田雅敏弁護士の上告を受理しないと決定。大江健三郎さんに対する「沖縄ノート」名誉毀損訴訟で、原告の上告を棄却。君が代斉唱訴訟で、憲法19条には違反しないと判断、上告を棄却（個別意見なし）。福岡一家4人殺害事件で死刑判決（裁判長）、光市母子殺害事件で元少年の上告を棄却、死刑確定判決で多数意見。</p>
<p>おおたに たけひこ 大谷 剛彦 (65歳) 元・大阪高裁長官 第3小法廷 2010年6月就任</p>		<p>【経歴】1970年東京大学法学部卒業。1972年判事補。各地の判事補・東京の判事を歴任するとともに、最高裁の事務総局課長、局長、事務次長、事務総長を経て大阪高裁長官。 【関与した裁判】最高裁では、小法廷で、広島連続保険金殺人事件で死刑確定判決。君が代起立訴訟において、起立命令は合憲とし原告の上告を棄却（補足意見あり）。混合診療訴訟において、混合診療の禁止を適法とし原告の上告を棄却。横浜弁護士殺害事件において、原告の上告を棄却。無期懲役が確定。ウィニー開発者の著作権法違反助事件で、被告人に公衆送信権侵害の罪の幫助犯が成立しないと多数意見に対し、同幫助犯が成立するとする反対意見。国方針による生活保護の老齢加算廃止違憲訴訟で、受給者側敗訴判決。</p>
<p>おぬき よしのぶ 小貫 芳信 (64歳) 元・東京高検検事長 第2小法廷 2012年4月就任</p>		<p>【経歴】1973年中央大学大学院修了。1975年東京地方検察庁に検事として任官。その後、東京、札幌、那覇、千葉、福島各地検等に勤務。法務省訟務局参事官、東京地検公判部長、法務総合研究所総務企画部長、最高検検事、宇都宮地検検事正、最高検総務部長（心得）、最高検総務部長、法務省矯正局長、最高検検事、最高検公安部長、法務総合研究所長、名古屋高検検事長、東京高検検事長。2011年検事を退官し、亜細亜大学法学部教授。</p>